

原議保存期間10年
(平成29年12月31日まで)

警察庁丁少発第211号
平成19年10月30日
警察庁生活安全局少年課長

警視庁生活安全部長
各道府県警察本部長 殿
各方面本部長
(参考送付先)

警察大学校生活安全教養部長
各管区警察局広域調整部長
中国・四国各管区警察局総務監察・広域調整部長

少年法の規定に基づく警察職員の教育訓練・指定に係る基本的考え方について

少年法等の一部を改正する法律(平成19年法律第68号)少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則(平成19年国家公安委員会規則第23号。以下「警察職員の職務等に関する規則」という。)及び少年警察活動規則の一部を改正する規則(平成19年国家公安委員会規則第24号)により、改正法施行の日(平成19年11月1日)から、警察職員の職務等に関する規則第1条に基づき指定された警察職員(以下「警察職員」という。)が触法調査及びぐ犯調査に従事することができることとなるが、同条に定める教育訓練の実施及び警察職員の指定に当たっての基本的考え方は下記のとおりであるので、この趣旨にのっとり、適正かつ効果的な実施に努められたい。

記

1 教育訓練

(1) 触法調査関係

ア 専門的知識の習得のための研修

項目等	達成目標	実施方法(例)
低年齢少年の特性 標準研修時間 5～7時間	<ul style="list-style-type: none">・乳児期から青年期までの少年の心身発達の流れについて理解させる。・低年齢少年が精神的に未成熟であり、可塑性に富むこと、発達の個人差が大きいこと、迎合する傾向にあること等の特性を有することについて理解させる。	<ul style="list-style-type: none">・児童心理学等の学識経験者等(同程度の専門的知識を有する児童相談所職員、家庭裁判所調査官、警察職員を含む。)による講義

<p>特別な事情を持つ少年の特性</p> <p>標準研修時間 3～4時間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害、知的障害等の特別な事情を持つ少年の症状・特性について理解させる。 ・発達障害等の少年との面接時の留意事項について理解させる。 ・児童相談所等の対応状況等について理解させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童心理学等の学識経験者等（同程度の専門的知識を有する児童相談所職員、家庭裁判所調査官、警察職員を含む。）による講義（事例紹介を含む。）
<p>低年齢少年の特性を踏まえた調査要領</p> <p>標準研修時間 7～9時間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・触法調査に係る関係法令、制度概要、調査の実施要領等について理解させる。 ・特に低年齢少年の特性を踏まえた質問の実施要領について理解させる。 ・児童相談所等の対応状況等について理解させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・少年事件指導官、少年事件選別主任者等による講義（シミュレーションを含めた実技指導、事例研究を含む。） ・児童心理学等の学識経験者等（同程度の専門的知識を有する児童相談所職員、家庭裁判所調査官、警察職員を含む。）による講義（事例紹介を含む。）

イ その他

上記アに掲げるもののほか、触法調査に従事する者としての心構え、秘密の保全、事故防止等についての研修を実施すること。

(2) く犯調査関係

少年警察活動規則第28条に基づき、く犯調査に従事する警察職員については、1(1)の教育訓練に加えて、次に掲げる事項に関する研修を受けておくこと（標準研修時間3～4時間）。

- く犯調査に係る関係法令、制度概要等
- く犯調査の実施要領
- その他職務遂行に必要な知識及び技能

2 指定要領

都道府県警察本部長は、少年補導職員のうち、1(1)に掲げる研修項目の受講状況とともに、少年相談、街頭補導等の少年警察活動の勤務状況、経験等を含めて総合的に判断した上で、警察職員として指定すること。その際には、1(2)に掲げる研修を1(1)に掲げる教育訓練等の際に受けていたことを確認しておくこと。

ただし、法施行に伴う措置として、当分の間、少年警察活動全般の能力、過去

の研修の受講歴等から判断し、各項目中の達成目標を満たしているとみなされる者については、上記研修項目を履修済み等と評価することができる。

なお、警察職員の指定に当たっては、その経過が明らかとなるように記録等を作成しておくものとする。